平成２４年（フ）第２８５号
川崎市高津区溝口３丁目11番47―102号　アーバンコート溝の口、前住所鹿児島市南栄５丁目10番地10　エヴォルート南栄303号
債務者　米山　栄子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
川崎市川崎区小田５丁目25番２号　ハイネスブルー102、前住所川崎市川崎区京町３丁目13番２―405号　市営住宅
債務者　大戸　加代
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
岡山市北区原1154番地２
債務者　津島　和郎
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１５号
横浜市戸塚区矢部町1173番地　第２いいじまハイツ301号
債務者　安藤ヒロ子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１８号
横浜市磯子区洋光台５丁目５番15―407号
債務者　菊地　尚子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７号
長崎県佐世保市広田１丁目36番３―406号　ロイヤルマンションことぶき、旧住所長崎県佐世保市大野町155番地10　レオパレス池野201号
債務者　山口　莉可
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
長崎県佐世保市上本山町864番地　上本山住宅１棟303号
債務者　柴田　智子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
長崎県佐世保市山祗町315番地２、住民票上の住所長崎県佐世保市京坪町９番16号　１Ｆ
債務者　山口賢二郎
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
長崎県佐世保市大野町155―10　レオパレス池野208号室、住民票上の住所長崎県佐世保市小佐々町西川内437番地11　西川内Ｂ団地Ｃ―４
債務者　早田　祐子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
愛知県豊橋市下地町字瀬上58番地１　205
債務者　齊藤　政文
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８０号
長崎県佐世保市世知原町矢櫃238番地
債務者　山内　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
長崎県佐世保市大宮町30番６号
債務者　前田　愛子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
川崎市川崎区鋼管通３丁目11番８―301号　第14高橋ビル
債務者　吉岡智華こと　金　　智華
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
静岡県島田市中溝町1422番地　川口マンション東２棟207号室、旧住所静岡県焼津市宗高368番地の１　２号棟103号室
債務者　山下　和世
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４５号
静岡県湖西市梅田930番地の３　フォレスタⅠ―102、前住所静岡県湖西市梅田922番地の16
債務者　黒木　俊彦（旧姓花井）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係